

令和2年4月7日
事務連絡

都道府県
保健所設置市
特別区
防災担当主管部(局)長
衛生主管部(局)長
殿

内閣府政策統括官(防災担当)付
参事官(避難生活担当)
消防庁国民保護・防災部防災課長
厚生労働省健康局結核感染症課長
作成

避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について

新型コロナウイルス感染症については、感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制も逼迫してきているところであり、本日、7都府県に新型コロナウイルス等緊急事態宣言が行われました。こうした状況において災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっており、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和2年4月1日付け)を通知したところですが、このたび、避難所における新型コロナウイルス感染症として、当該通知の内容を補完するため、下記のとおり留意事項を取りまとめました。平時の事前準備及び災害時の対応の参考としていたただけようお願いします。
なお、発生時には政府としても、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年4月7日新型コロナウイルス感染症対策本部改定)に基づき、感染症対策に必要な物資・資材の供給等必要な支援を行うこととしております。
貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。
本件通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

(可能な限り多くの避難所の開設)
・発生した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館等の活用等も検討すること。

(親戚や友人の家等への避難の検討)
・災害時に避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人の家等への避難を検討していただくことを周知すること。

(自宅療養等者の避難の検討)
・自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症の患者等への対応については、保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討すること。

(避難者の健康状態の確認)
・避難者の健康状態の確認について、保健福祉部局と適切な対応を事前に検討の上、「避難所における感染対策マニュアル」*における症候群サーベイランスの内容も参考として、避難所への到着時に行うことが望ましい。

出典：内閣府防災担当

・また、避難生活開始後も、定期的に健康状態について確認すること。
* 避難所における感染対策マニュアル 2011年3月24日版
平成22年度厚生労働科学研究費補助金
「新型コロナウイルス等の院内感染制御に関する研究」研究班(主任研究者 切替照雄)作成

(手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底)
・避難者や避難所運営スタッフは、頻繁に手洗いするとともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底すること。

(避難所の衛生環境の確保)
・物品等は、定期的に、および目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整えること。

(十分な換気の実施、スペースの確保等)
・避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるように留意すること。

(発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保)
・発熱、咳等の症状が出た者は、専用のスペースを確保すること。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保することが望ましい。
・同じ兆候・症状のある人々を同室にすることについては、新型コロナウイルス感染症を想定した場合には、望ましくない。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をすることが望ましい。
・症状が出た者の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
・避難所のスペースの利用方法等について、事前に関係部局や施設管理者等と調整を図ること。

(避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合)
・新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応については、保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討すること。

* 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(平成25年8月(平成28年4月改定)内閣府(防災担当))において、「感染症を発症した避難者の専用のスペースないし個室を確保することが適切であること」と記載しており、また、「避難所運営ガイドライン」(平成28年4月内閣府(防災担当))において、「感染症患者が出た時の部屋を確保する」と記載しているが、新型コロナウイルス感染症の場合は、重症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意すること。

(参考)
・ 新型コロナウイルスに関するQ & A (一般の方向け) (厚生労働省HP)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/denkue_fever_qa_00001.html

・ 新型コロナウイルス感染症の対応について(内閣官房HP)
https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

・ 一般市民向け新型コロナウイルス感染症に対する注意事項
(日本環境感染学会HP)
http://www.kankokansen.org/uploads/uploads/files/isipc/2019ncov_ippan_200203.pdf



プレスリリース

避難に関する提言

新型コロナウイルス感染症リスクのある今、あらためて災害時の『避難』を考えましょう

2020年5月15日
日本災害情報学会長 片田敏孝

新型コロナウイルス感染症が蔓延するなか、これから本格的な出水期を迎えます。日本災害情報学会では、新型コロナウイルスの感染リスクを避けることを念頭におきながら、あらためて災害時の避難のポイントを皆さんと確認することを目的として、『避難に関する提言』をとりまとめることとなりました。多くの皆様に向けてまいりますよう、ご取材の上、ご報道いただけますと大変幸いです。

【日時】2020年5月15日（金）
【公開】日本災害情報学会ホームページ

○日本災害情報学会とは
「災害情報」をキーワードに、防災・減災に役立つ災害情報や、その伝達・受容のあり方などを調査・研究し、その成果を社会に提言することを目的に1999年4月に設立されました。会員は現在973人（法人含む）で、会員構成は学者・研究者、行政機関、マスメディア、ライブライン、シンクタンクなどの防災担当者、防災関係団体から成っており、アカデミックなばかりではなく実践的な色合いの濃いユニークな学会です。

【問い合わせ先】
企画委員長 須見徹太郎 ttsu@tsunmi@gmail.com
<（一社）全国地質調査業協会連合会 専務理事>
企画副委員長 秦康範 yahada@yamamashi.ac.jp
<山梨大学大学院総合研究部（工学域・土木環境工学系） 准教授>

出典：日本災害情報学会 2020年5月15日「避難に関する提言」

避難に関する提言

新型コロナウイルス感染症リスクのある今、あらためて災害時の『避難』を考えましょう

2020年5月15日 日本災害情報学会長 片田敏孝

新型コロナウイルスの感染拡大が収まらないなか、これから本格的な出水期を迎えます。一昨年の西日本豪雨（平成30年7月豪雨）、昨年の台風19号（令和元年東日本台風）など、毎年のように災害が発生しています。新型コロナウイルスの感染リスクを避けることを念頭におきながら、あらためて災害時の避難のポイントを皆さんと確認したいと思います。

「避難」とは難を避ける行動のことです。避難所に行くことだけが避難ではありません。

自宅が浸水する可能性がない場所、土砂災害の危険がない場所、マンションの上層階の場合には、在宅避難（その場に留まる）ということも重要です。まずはハザードマップ・防災マップ等で自分の家の安全性を確認して、自宅外に避難すべきかどうか検討することから始めましょう。その上で、自分の家が危険な場所にあるならば、より安全な場所に早めに避難することが重要です。
新型コロナウイルスの感染リスクにかかわらず、いざという時にどう行動すべきか、一人ひとりがあらかじめ考えておきましょう。

要点1：避難所以外の避難（分散避難）も選択肢です。

災害時には、避難所に行くことだけが避難ではありません。在宅避難やホテル、親戚や知人宅への避難も選択肢です。自宅が頑丈な建物の高層階や危険な区域でないなど、安全が確保されている場合は自宅に留まりましょう。
新型コロナウイルスの感染リスクのある状況では、ホテル、親戚や知人宅への避難は、避難所での3密（密閉・密集・密接）を避けるためにも有効です。

要点2：あらかじめハザードマップ・防災マップ等で危険の有無や程度を確認しておきましょう。

ハザードマップ・防災マップ等を利用して、避難場所（自宅、知人宅、避難所など）の安全性をあらかじめ確認しておきましょう。なお、川に近い場所、低い場所、急峻な斜面の近くなどでは、たとえハザードマップ・防災マップ等に図示されていなくても危険な場合があるので注意しましょう。また、建物の高さや構造によっても安全性は大きく変わります。

要点3：大雨「警戒レベル」の意味を正しく理解しておきましょう。

風水害の危険が迫ってきた場合、その危険度に応じた「警戒レベル」が発表されます。避難に時間を要する人とその支援者や、特に災害の危険性が高いところにいる人は「警戒レベル3：高齢者等避難」の段階で避難を開始し、「警戒レベル4：全員避難」の段階では危険な場所にいる人全員が速やかに避難をすることを意味しています。「全員避難」とは、すべての人が避難所に行くことを示したものではありません。

新型コロナウイルス感染症が蔓延する今ですが、できるだけ3密を避けつつ、避難所への避難は、命を守る最終手段として、躊躇なく選択してください。また、自治体は、避難所での3密を避けるためにも、避難所以外の施設も避難先として積極的に活用できる体制を整備してください。この提言が、自分の命、大切な人の命を守るために、住んでいる地域や感染拡大の状況も踏まえ、一人ひとりが安全な避難について考える契機となれば幸いです。

（注記）1. ここでいう「避難所」とは、指定緊急避難場所、指定避難所等自治体が指定する避難場所も含む概念で、地域の公民館など災害時に住民が避難する場所として知られている建物等を総称しています。
2. 「在宅避難」、「分散避難」は、「避難所」に集まることだけが避難ではないという点を強調するためです。

3月27日作成(Ver.1)

1

避難所生活における感染管理上のリスクアセスメント

平成 年 月 日

避難所における感染対策マニュアル

はじめに

現在、多数の住民が避難所生活を余儀なくされている。発災後1週間以降は、特に感染症、エコノミークラス症候群、被災後の心的ストレス反応などへの対応が求められる。感染症では、呼吸器感染症、感染性胃腸炎などの増加が懸念されるため、今後、避難所での衛生管理や感染対策を推進していく必要がある。本マニュアルは、避難所の感染対策指導を行う者を対象に、感染対策上の注意点をポイントを具体的に示したものである。

感染対策のポイント

1. 避難所における感染症予防のボスターや手指衛生、咳エチケットのボスターを多くの人の目に入る場所（入り口、掲示板など）や伝播リスクの高い場所（トイレや手洗い場など）に貼る。（例：感染予防のための8ヶ条）
2. アルコール手指消毒薬を入り口やトイレなど、多くの人が使用する箇所に複数設置する。
3. 施設として可能な場合は、定期的（午前と午後1回など）に窓あるいはドアを開け、換気を行う。
4. 避難所の居住区では、個人間（もしくは少なくとも家族間）の距離を十分（1～2m程度）保つことが望ましい（特に換気が不良な場合）。
5. オムツの交換を行った際は手洗いを励行し、オムツは専用の場所に廃棄する。
6. 発熱や下痢など体調の変化が見られた際には、必ず周囲もしくは体調管理を行う係に連絡する。
7. 職員、ボランティアなどのスタッフは、手洗いとマスク着用を励行し、感冒様症状を含め、感染症の症状がある際には避難所に行かないようにする。
8. 避難所の感染管理上のリスクを定期的に評価し、感染管理上の課題を把握する。（例：“避難所生活における感染管理上のリスクアセスメント”）
9. 避難所は自治的に役割分担を行い、各人の健康状態（発熱や嘔吐下痢など）を把握し、調理・配膳係、トイレなどの衛生状態の改善・維持、感染管理に必要な物品（石鹸やアルコール手指消毒薬、マスク、使い捨ての手袋、食器類、ペーパータオル、次亜塩素酸ナトリウム、体温計など）の調達状況を確認することが望ましい。
10. 治療が必要な感染症患者が発生した場合に、搬送する医療機関への連絡体制を構築する。

東北大学大学院 感染制御・疫学分子疫学、臨床微生物検査学
 感染症診療地域連携講座、東北感染症対策ネットワーク
 E-mail: InOmi@ftohokai.tenri.ac

利用可能な医療機関(あれば)

市町村名 _____ 平成 年 月 日

避難所名 _____

大体の人数 _____ 人

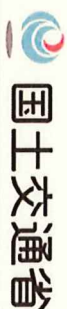
記載者 (所属) _____ 氏名

記載者 (職種) _____

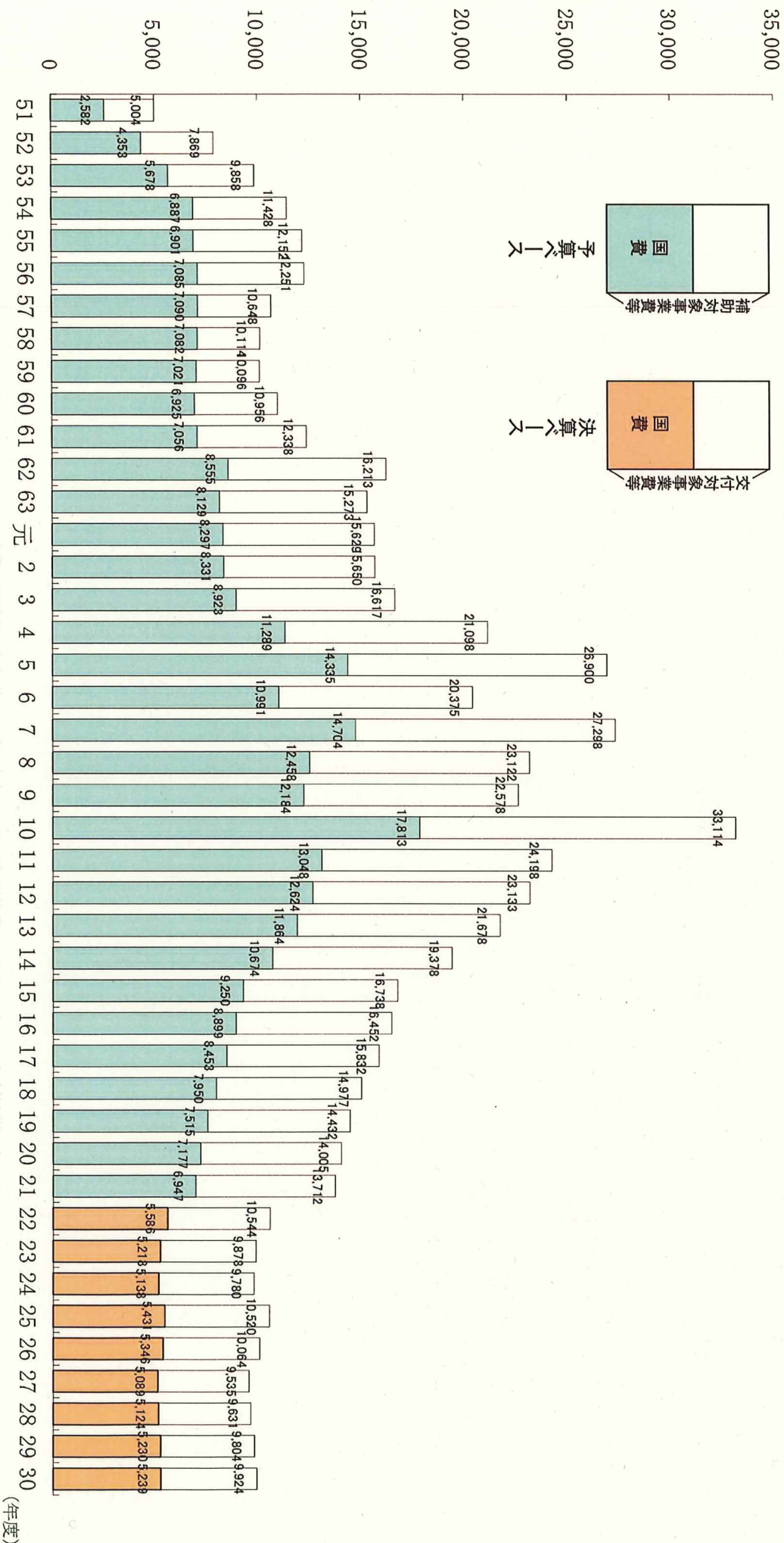
避難所の形態		
1 ホールなどに大人数が収容されている		ある・ない
2 教室や部室など個別に収容する場所がある		ある・ない
3 各家庭同士の距離は1m以上離れている (成人男性の腕の長さは約70cm、足の長さは約25cm)		している・不十分・できない
4 小児(5才以下)		(大半か)
5 高齢者(65才以上)		%
6 妊婦		%
7 水道水が復旧している		している・していない
8 トイレは水洗で自動に流すことができる		できる・不十分・ない
9 トイレの清掃		できる・不十分・ない
10 おむつなどの廃棄場所が決められている		できる・不十分・ない
11 調理器具の手衛生が可能		できる・不十分・ない
12 調理器具を洗うことができる		できる・不十分・ない
13 人数分の箸・コップ・皿など食器類		ある・不十分・ない
14 食器類を洗うことができる		できる・不十分・ない
15 換気扇や空調設備による換気が可能		できる・不十分・ない
16 排気上 避難場所の窓を開けることができる		できる・不十分・ない
17 避難者の健康状態を把握している人がいる		している・していない
18 外部との連絡手段(電話・携帯)がある		ある・ない
19 石鹸		ある・不十分・ない
20 速乾性アルコール手指消毒薬		ある・不十分・ない
21 マスク		ある・不十分・ない
22 消毒薬(次亜塩素酸、ハイターなど)		ある・不十分・ない
23 体温計		ある・不十分・ない
24 発熱者(37.5℃以上を目安とする)		(可能であれば人数) いる(現在) 人・累計 人・いない
25 呼吸器症状(咳、痰など)を有する方		いる(現在) 人・累計 人・いない
26 消化器症状(嘔吐・下痢など)を有する方		いる(現在) 人・累計 人・いない
27 発疹を有する方		いる(現在) 人・累計 人・いない
28 身体介護を要する人		いる(現在) 人・
29 認知症のある人		いる(現在) 人・
30 身体障害者で保護を要する人		いる(現在) 人・
31 知的障害者で保護を要する人		いる(現在) 人・
32 精神疾患を抱え、服薬中の人		いる(現在) 人・
その他の特記事項		

東北大学大学院 感染制御・疫学分子疫学、臨床微生物検査学、感染症診療地域連携講座、東北感染症対策ネットワーク、〒981-8502仙台

下水道事業予算の推移



(億円)



(注) 1. 平成17年度以降は、地方創生汚水処理施設整備推進交付金(旧・汚水処理施設整備交付金)の実績額を含む。
 2. 平成21年度以前は、国土交通省下水道部が当該年度に配分した国費(補正予算を含む)の集計値である。
 3. 平成22年度に、社会资本整備総合交付金が創設される。平成22年度以降は、地方公共団体が当該年度に執行した国費の集計値である。
 4. 平成24年度以降は、沖縄振興公共投資交付金及び東日本大震災復興交付金等の実績額を含む。

出典：国土交通省

研究動向・成果

災害時における下水の 排除・処理に関する考え方



下水道研究部

下水道処理研究室 室長 原田 一郎 主任研究官 山下 洋正 研究官 濱田 知幸

(キーワード) 下水排除、処理機能、緊急措置、応急復旧

1.

安全・安心な社会の実現

1. はじめに

東日本大震災により 120 箇所以下の下水道処理場が被害を受け、特に沿岸域に位置する下水道処理場においては、津波により機能の全てを失うほどの壊滅的な被害を受けた。災害時に確保すべき下水道機能については、本震災を受けて設置された「下水道地震・津波対策技術検討委員会」の報告（以下、委員会報告）において、緊急措置及び段階的復旧それぞれの観点から基本的な考え方が示され、これに基づいて被災自治体では復旧を進めているところである。

一方、本震災で被害を受けた地域以外においても、大規模地震・津波災害の可能性が指摘されており、被災により下水排除や処理機能を喪失した場合に備える必要性が高まっている。

2. 被災自治体調査

国土交通省本省と国総研では、本震災への対応で得られた知見を活かし、被災時に下水道機能を確保する具体的方策を明らかにするため、応急復旧段階にある下水道処理場の処理機能と放流先水域への影響を調査するとともに、災害時における適切な管理手法について検討した。また、被災自治体における対応事例についても調査分析した。

3. 災害時における下水の排除・処理に関する考え方（案）の策定

これらの調査検討に基づき、「災害時の復旧段階における下水処理の適正な管理に関する検討会」における審議結果も踏まえ、「災害時における下水の排除・処理に関する考え方（案）」を作成し公表した。本書は、災害時に

必要な下水の排除及び処理機能を、現場状況に応じた「緊急措置」により確保するとともに、段階的な「応急復旧」により向上させる考え方を示すものである。

「緊急措置」は、被災直後に施設の被災状況全般を把握し、緊急措置を実施する上で制約となる事項を整理した後、被災者の生活空間から下水を速やかに排除し、水系感染症を防止するものである。この際に必要な検討、措置、広報など委員会報告の要点に加え、本震災における対応事例について解説している。

「応急復旧」は、処理機能の本復旧を進める段階において、本普及までに時間を要する場合、都市の衛生確保および放流先水域の水質保全を速やかに達成するために、暫定的に行う処理方式を検討し、実施するものである。委員会報告を踏まえ、本震災の応急復旧の取組から対策手法及び効果を整理し、個別処理法や消毒法的设计・維持管理の考え方を解説している。

本書は、下水道管理者が被災時対応する際に活用が期待され、被災時対応の事前検討や準備にも資するものと考えられる。



写真 応急復旧の事例（仮設沈殿池・素堀）